

7 月 教育長 教育行政報告

令和 6 年

- 6 月 27 日（木） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 12 日）
人事評価制度に伴う校長当初面談（第 4 日）
- 28 日（金） 第 2 回甲賀市議会定例会 本会議（第 7 日）
- 30 日（日） 甲賀広域消防連合夏季訓練大会
- 7 月 1 日（月） 辞令交付式
部長会議
第 1 回甲賀市環境未来都市推進本部会議
第 1 回甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部会議
第 1 回甲賀市事業執行安全管理体制審査委員会
人事評価制度に伴う校長当初面談（第 5 日）
第 74 回社会を明るくする運動 内閣総理大臣メッセージ伝達式、街頭啓発
- 2 日（火） 水口スポーツの森管理棟建築工事安全祈願祭
人事評価制度に伴う校長当初面談（第 6 日）
- 4 日（木） 公開授業見学（甲南第一小学校）
- 5 日（金） 地域リーダーの皆様との意見交換会（土山学区）
- 8 日（月） みなくち子どもの森園内草刈奉仕挨拶
日本公衆電話会より「こども手帳」受領
- 10 日（水） 第二かわせみ教室視察
第 9 回教育委員会委員協議会
- 13 日（土） 甲賀市卓球協会設立 20 周年記念事業
- 14 日（日） 和太鼓六友会 創立 21 周年記念演奏会
市政施行 20 周年記念 NHK のど自慢
- 16 日（火） 部長会議
- 19 日（金） 全国大会出場壮行会（甲賀テニススポーツ少年団、水口剣道スポーツ少年団剣徳会、甲賀剣道スポーツ少年団、甲南剣道スポーツ少年団、水口少年野球団、貴生川ビクトリーズ、甲賀流忍者 SASUKE 1st）
- 20 日（土） 地域リーダーとの意見交換会（甲南第三学区）

- 2 1 日（日） 陸上自衛隊第 3 音楽隊演奏会
- 2 3 日（火） 大原小学校自転車全国大会壮行会
第 1 回甲賀市いじめ問題対策委員会
- 2 4 日（水） 第 8 回甲賀市教育委員会定例会

令和 6 年第 2 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案（教育委員会関係）
の結果について

1 補正予算案件

（1）令和 6 年度甲賀市一般会計補正予算（第 1 号）

《甲賀市議会 議案第 48 号》

歳入 858,659 千円 歳出 847,872 千円

【原案どおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳入予算の補正】

●国庫支出金

- ・デジタル田園都市国家構想交付金 4,705 千円
- ・社会資本整備総合交付金 △22,750 千円

●県支出金

- ・滋賀県フリースクール等利用実態調査事業補助金 1,800 千円

●諸収入

- ・スポーツ振興くじ助成金 38,400 千円
- ・障害者スポーツ実施環境の構築支援事業委託料 6,271 千円

●市債

- ・一般単独事業債 △47,200 千円
- ・公共事業等債 42,500 千円
- ・緊急防災・減災事業債 834,000 千円

【歳出予算の補正】

●学びの多様化推進事業

1,800 千円

（県 1,800）

県が実施する「民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業」で調査協力世帯に協力金を支給する経費を追加

●中学校施設整備事業

839,201 千円

（債 834,000、一財 5,201）

近年の異常気象に対応し、快適な教育環境を整えるため、市内 6 中学校の屋内運動場等における空調設備整備工事にかかる経費を追加

●スポーツ振興事業

6, 271 千円

(諸収入 6,271)

公益財団法人日本パラスポーツ協会による「障害者スポーツ実施環境の構築支援事業」の受託事業の決定に伴い、備品購入にかかる経費を追加

2 一般質問

別紙1のとおり

順番	質 問 事 項	質 問 要 旨	一連番号	質問の相手
3	11番堀 郁子 議員	【2：分割】 《第1日》 （3／5）		
	2. 子ども支援	(1)長期休暇の間の子どもの居場所 ④. 学校の図書館や体育館をオープンにする期間を設け、児童生徒であれば誰でも来て、図書館で勉強や体育館で遊びができる様にはいかがか。	10-2	(1)④教育部長
6	2番 福井 進 議員	【一問一答】 《第2日》 （1／5）		
	1. 物価高の中、小中学校の修学旅行への支援を	①市内中学校の沖縄修学旅行について 1. いつから始まったのか。 2. どのように広がり、延べ何人が沖縄へ行っているのか。 3. 沖縄修学旅行費用について（2019年度と2024年度） ②沖縄修学旅行の意義について ③修学旅行への支援について 1. 過去の支援について 2. 現在の支援について ⑤子育てNO. 1に向けての修学旅行への支援について	19-①-1 19-①-2 19-①-3 19-② 19-③-1 19-③-2 19-⑤	19-①-1. 教育部長 19-①-2. 教育部長 19-①-3. 教育部長 19-②. 教育長 19-③-1. 教育部長 19-③-2. 教育部長 19-⑤. 市長
7	12番 奥村 則夫 議員	【2：分割】 《第2日》 （2／5）		
	2. 地域芸能の保存・伝承について	①. 市内には、地域に伝わる伝統芸能や祭礼はどのくらいあるのか伺う。 ②. 無形民俗文化財、県指定、市指定など、ジャンル分け、クラス分けではどうなっているのか伺う。 ③. 地域の担い手が少なく、開催期日の変更などが見られるが、昔通り催行されているのはどのくらいあるのか伺う。 ④. 催行の形を縮小されているものについてはどのようなものがあるのか伺う。 ⑤. 歴史的伝統芸能を保存・伝承していく計画は策定しているのか伺う。 ⑥. 今後守っていくべき伝統芸能はどのようなものなのか伺う。 ⑦. 伝統芸能の保存・伝承を担っている地域の声はどのようなものなのか伺う。 ⑧. 保存や伝承が難しくなっている地域への支援はどうされるのか伺う。 ⑨. 伝統芸能を守り、後世に継承していくための方向性と教育長の思いを伺う。	22-1 22-2	①～⑧. 教育部長 ⑨. 教育長
8	22番 谷永 兼二 議員	【2：分割】 《第2日》 （3／5）		
	2. 市制施行20周年を迎えるにあたって主要事業に期待する効果は	③. わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市開催基本方針には、「新しい豊かさ」の文言はないが、あえて他の2事業と同様に「新しい豊かさ」を入れるとすると、どのような方針となるか。	24-2	③. 教育部長
10	10番 岡田 重美 議員	【1：分割】 《第2日》 （5／5）		
	1. 全ての子どもの健全な成長のために「子どもの権利条約」の制定を	①. 子どもの権利条約の認識について伺う。 ②. 子どもの権利条約に基づき、学校生活において児童・生徒に意見表明の場が重要である。例えば、学校の校則などは子どもの声は生かされているのか。校則、学校行事、また学校の統廃合についても主体である児童・生徒の意見を聞くことが必要だと考えるが、所見を伺う。	30-2	①②教育長
11	3番 西山 実 議員	【分割】 《第3日》 （1／5）		
	2. 学校行事として児童・生徒を危険な大阪・関西万博へ参加させることはやめるべき	②. 甲賀市内の小中学校の大阪・関西万博の校外学習の計画状況について伺う。また、学校からの問い合わせ等があったか伺う。 ③. 滋賀県・滋賀県教育委員会から、大阪・関西万博の参加に対する要請はあったのか伺う。 ④. 安全が確保されない以上、学校行事として大阪・関西万博への参加しないよう学校に求めるべきではないか伺う。	36-2	②③④教育長

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
15	8番 瀬古 幾司 議員	【一問一答】 《第3日》 （5／5）		
	1. 中学校部活動地域移行の現状と課題について	1. 国で示すガイドラインの考え方に沿った改革を進める方針であることに相違ないか。 2. 推進計画は策定されているのか。 3. 現場である学校教員は、このガイドライン、特に休日の地域移行についてどのような受け止めであるのか。 4. 市内の中学校は6校あるが、推進期間が1年経過した現在、それぞれどういう状況にあるのか。 5. ガイドラインでは、まずは休日における地域の環境整備を進めるとあるが、休日の地域移行状況はどうか。 6. 受け皿となる地域クラブ等の整備状況はどうか。 ①. 可能な現存の地域クラブはどれくらいあるのか。（スポーツクラブ、文化・芸術団体、スポ少など） ②. 新たに設立を目指す地域クラブはあるのか。 ③. それらの団体に対する教育委員会からのコミットメントはされているのか。 ④. これらの地域クラブの地域移行への受け止めと連携・協力への反応はどうか。 7. 市（教育委員会）としての今後の方針は。 ①. 残された推進期間2年で、どこまで、どのように進める予定か。また、さらにその後の進め方や最終目標はどこで、どの程度の期間を目途としているのか。 ②. 現存の活動部のほか、近年の生徒・若者のニーズによる新たな部活（例えば、ゆるスポ、プログラミング、ダンス、スポーツクライミング、自転車競技、スケートボード競技など）の創設など部のスクラップアンドビルドは考えないのか。 8. 目指すところへの課題（障害）について伺う。 ①. 学校側の課題（教育、生徒指導への基本的な考え方と生徒指導での移行先との連携の課題、組織の課題など） ②. 保護者側の課題（送迎、費用負担など） ③. 移行受け入れ側の課題（現存のスポーツクラブや文化団体などの協力は可能か。新たな受け入れ組織は創設できるのか、指導者は確保できるのか、高校や大学との連携なども考えられるがどうか、生徒指導面の学校との連携、事故等の対応） ④. 行政（教育委員会）の課題 9. 現存の組織（クラブ）に丸投げではなく、市（教育委員会）や地域が主導し、地域指導者を掘り起こし地域移行している事例もあるが、どうか。 10. これまでの質問と答弁も踏まえ、部活動の地域移行について、教育長としての考えを伺う。	44-1 44-2 44-3 44-4 44-5 44-6-① 44-6-② 44-6-③ 44-6-④ 44-7-① 44-7-② 44-8-① 44-8-② 44-8-③ 44-8-④ 44-9 44-10	1. 教育部長 2. 教育部長 3. 教育部長 4. 教育部長 5. 教育部長 6-①. 教育部長 6-②. 教育部長 6-③. 教育部長 6-④. 教育部長 7-①. 教育部長 7-②. 教育部長 8-①. 教育部長 8-②. 教育部長 8-③. 教育部長 8-④. 教育部長 9. 教育部長 10. 教育長
16	24番 橋本 律子 議員	【一問一答】 《第4日》 （1／4）		
	1. 新しい豊かさの実現に向け、大きな展望で。	②. 家庭・学校・地域一体となれる体制づくりは、安全・安心の確保と共有の在り方が問われる。組織の縦割り課題についての改善や人的資源の確保・関係機関の連携構想等、現状支援の課題検証を含め伺う。	46-2	②教育長

議案第 7 3 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員を解任することについては、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第14号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

甲賀市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第9号）第16条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和6年6月30日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第 1 4 号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

(解任日：令和 6 年 6 月 3 0 日)

	氏名	委員の構成	備考
1	福井 英雄	佐山小学校学校運営協議会	

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 前条の規定に反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第 7 4 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第15号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和6年7月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	西川 比佐夫	佐山小学校学校運営協議会	地域住民

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	ユアサ デアルメイダ クレイトン	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

（委員の任命）

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- （1） 保護者
- （2） 地域住民
- （3） 対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 学識経験者
- （5） 関係行政機関の職員
- （6） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があつたときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 75 号

甲賀市学校再編審議会への諮問について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校再編審議会への諮問について

教育委員会の附属機関である、甲賀市学校再編審議会に対し諮問することにつき、
教育委員会の議決を求める。

甲 教 総 第 号
令和 6 年(2024年)7月 日

甲賀市学校再編審議会
会長 様

甲賀市教育委員会

諮 問 書

下記の事項について、甲賀市学校再編審議会に諮問いたします。

記

1. 諮問事項

第2次甲賀市小中学校再編計画について

2. 諮問趣旨

本市では、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする、甲賀市幼保・小中学校再編計画を策定し再編を進めてきました。各地域の学校再編検討協議会においても議論をいただき、再編について了承いただいた地域もありましたが、結果として学校の再編は小学校2校だけに留まり、小中学校の再編は計画通りに進んでいない状況です。

また、少子化に伴う学校の小規模化や学びの多様化など、子どもたちを取り巻く教育環境が大きく変化していくことは大きな課題であり、課題解決には学校再編が避けては通れない状況であります。

そこで、市の教育方針や教育目標に沿った、子どもたちにとってより良い教育環境を将来にわたり安定的に提供するため、現行の甲賀市幼保・小中学校再編計画の後継となる、第2次甲賀市小中学校再編計画を策定し、学校再編を推進する必要があることから、下記の点について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 第2次甲賀市小中学校再編計画について
2. 再編計画の進め方について
3. 学校再編の実現に向けて考慮すべき事項について

以上

議案第 77 号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱について

甲賀市スポーツ推進審議会条例（平成17年条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進審議会委員の別紙の者を解嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期:令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで)

解嘱日：令和 6 年 7 月 3 1 日

	氏名	委員の構成	備考
1	中山 勝則	関係教育機関の職員	甲賀市小学校体育連盟

【参考資料】

甲賀市スポーツ推進審議会条例

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 78 号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

甲賀市スポーツ審議会条例（平成１７年条例第２８号）第３条第２項の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期:令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	水野 修	関係教育機関の職員	甲賀市小学校体育連盟

【参考資料】

甲賀市スポーツ推進審議会条例

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 7 9 号

甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について

甲賀市人権・同和教育推進員規則（平成16年教育委員会規則第28号）第4条の規定に基づき、甲賀市人権・同和教育推進員の別紙の者を解嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 7 9 号別紙

甲賀市人権・同和教育推進員

(任期：令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

解嘱日：令和 6 年 7 月 3 1 日

	氏名	委員の構成	備考
1	隠岐 陽一	区及び自治会長の推薦	水口第 1 9 区
2	面川 睦	区及び自治会長の推薦	岩坂区
3	面出 清治	区及び自治会長の推薦	岩室区
4	上山 一登司	区及び自治会長の推薦	岩室区

○甲賀市人権・同和教育推進員規則

(委嘱)

第4条 推進員の委嘱は、各区及び自治会長の推薦に基づき教育委員会が行う。

議案第 8 0 号

甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

甲賀市人権・同和教育推進員規則（平成16年教育委員会規則第28号）第4条の規定に基づき、甲賀市人権・同和教育推進員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 8 0 号別紙

甲賀市人権・同和教育推進員

(任期：令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	藤井 正人	区及び自治会長の推薦	水口第 1 9 区
2	奥野 茂	区及び自治会長の推薦	岩坂区
3	西出 晴志	区及び自治会長の推薦	岩室区
2	畑 純男	区及び自治会長の推薦	岩室区

○甲賀市人権・同和教育推進員規則

(委嘱)

第4条 推進員の委嘱は、各区及び自治会長の推薦に基づき教育委員会が行う。

議案第 81 号

甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について

甲賀市文化財保護条例（平成 16 年甲賀市条例第 172 号）第 63 条の規定に基づき、甲賀市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市文化財保護審議会委員

(任期：令和 6 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	市川 秀之	学識経験を有する者	専門分野 民俗学 滋賀県立大学教授

【参考資料】

甲賀市文化財保護条例

(委員)

第63条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者